

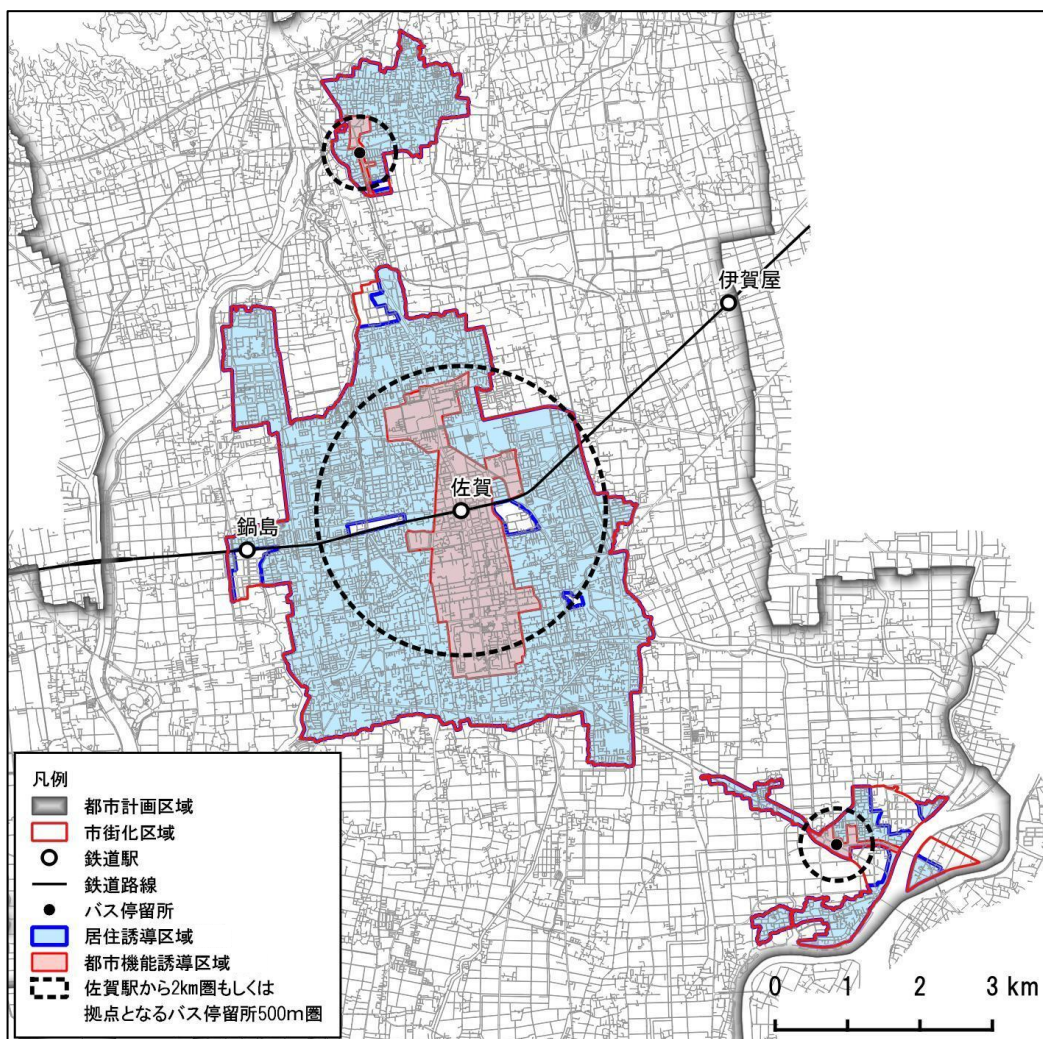
令和6年(2024年)年 4 月 1日 から

立地適正化計画に係る届出制度が始まりました

佐賀市では、人口減少や少子高齢化の進行に伴う様々な課題に対応することを目的に、安全・安心に住み続けられる住環境の形成を図る「居住誘導区域」や、市民の暮らしを支え、さらなる魅力を高める都市機能の集積を図る「都市機能誘導区域」などを定めた「佐賀市立地適正化計画」を令和6年4月に策定し、都市再生特別措置法に基づく届出制度が始まりましたのでお知らせいたします。

以下の行為を行う場合は、行為(工事)に着手する**30日前まで**に市に届出が必要です。

届出対象1	居住誘導区域 外 での一定規模の住宅の開発・建築等行為
届出対象2	都市機能誘導区域 外 での誘導施設の開発・建築等行為
届出対象3	都市機能誘導区域 内 での誘導施設の休廃止



※詳細な区域は都市政策課の窓口または都市計画マップ閲覧サイト「ぐるっとさがナビ」でご確認ください

届出の詳細確認
や書類の
ダウンロード先

市公式ホームページ：「佐賀市立地適正化計画」
(佐賀市トップページ → 産業・街づくり → 都市・交通 → 都市計画
→ 立地適正化計画 → 佐賀市立地適正化計画)

< 市公式 HP >

立地適正化計画

届出制度



問い合わせ
届出先

佐賀市 都市戦略部 都市政策課 (窓口) 市役所6階
〒840-8501 佐賀県佐賀市栄町1番1号
TEL:0952-40-7163 FAX:0952-26-7376 E-mail:toshi@city.saga.lg.jp

■ 届出の対象と提出書類

届出対象1 居住誘導区域 外 での一定規模の住宅の開発・建築等行為

	開発行為	建築行為
対象行為	3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模のもの	3戸以上の住宅を新築しようとする場合 - 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
提出書類(2部)	☒ 届出書(様式第10) ☒ 当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面(開発区域位置図) ☒ 設計図 ☒ その他参考となる図面	☒ 届出書(様式第11) ☒ 敷地内における建築物の位置を表示する図面(建物配置図) ☒ 2面以上の立面図 ☒ 各階平面図 ☒ その他参考となる図面

※届出事項を変更する場合、届出書(様式第12)及び各行為の添付図書の提出が必要です

届出対象2 都市機能誘導区域 外 での誘導施設の開発・建築等行為

	開発行為	建築行為
対象行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行うおうとする場合	- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 - 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 - 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
提出書類(2部)	☒ 届出書(様式第18) ☒ 当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面(開発区域位置図) ☒ 設計図 ☒ その他参考となる図面	☒ 届出書(様式第19) ☒ 敷地内における建築物の位置を表示する図面(建物配置図) ☒ 2面以上の立面図 ☒ 各階平面図 ☒ その他参考となる図面

※届出事項を変更する場合、届出書(様式第20)及び各行為の添付図書の提出が必要です

届出対象3 都市機能誘導区域 内 での誘導施設の休廃止

提出書類(2部)	届出書(様式第21)
----------	--

※ 誘導施設

各都市機能誘導区域における誘導施設は下表のとおりです。都市機能誘導区域ごとに誘導施設を設定しているため、届出の対象となる施設が異なります。

〔例: 諸富・大和地域拠点都市機能誘導区域での食品スーパーの新築 ⇒ 誘導施設のため、届出対象外
佐賀駅周辺拠点都市機能誘導区域での図書館(分館)の新築 ⇒ 誘導施設ではないため、届出対象〕

誘導施設		都市機能誘導区域	佐賀駅周辺拠点都市機能誘導区域	諸富地域拠点都市機能誘導区域	大和地域拠点都市機能誘導区域
行政機能	市役所本庁舎		○		
	市役所支所			○	
介護福祉機能	広域連合事務局		○		
	保健福祉会館等		○		
	地域包括支援センター(おたっしや本舗)		○		
子育て機能	中央児童センター		○		
商業機能	百貨店		○		
	食品スーパー		○	○	○
医療機能	地域医療支援病院		○		
	一般病院		○	○	○
金融機能	銀行、農協、信用金庫(本店)		○		
	銀行、農協、信用金庫(支店)		○	○	○
	郵便局(中央)		○		
教育・文化機能	文化・芸術施設		○		
	図書館(本館)		○		
	図書館(分館)			○	
	体育館		○	○	
	博物館・美術館		○		
	高等教育機関(大学)		○		

※各施設の定義は、市公式ホームページの「佐賀市立地適正化計画 本編 第6章 誘導施設の設定 P125,126」をご覧ください。